

Corporate Human Rights

～働きやすい職場環境づくり～

事業者のみなさまへ

職場環境の改善など、魅力ある職場づくりで、人手不足解消等にもつながる

ことが期待できます。誰もが働きやすい魅力ある職場づくりを目指しましょう！



厚生労働省 働き方改革特設サイト



厚生労働省 みんなの労働ナビ

最近の労政トピックス

職場における熱中症対策の強化について

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されました。職場における熱中症対策として、「報告体制の整備」、「重篤化を防ぐ手順作成」、「関係作業員への周知」を実施する必要があります。

対象となるのは「WBGT28 度以上または気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上または 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合

詳しくは、厚生労働省 HP (<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>) をご確認ください。

ストレスチェックの実施

労働者のメンタルヘルス不調による休業や離職が深刻化していることから、令和 7 年 5 月に労働安全衛生法の一部が改正、公布され、50 人未満の事業所も義務づけられることになりました。同改正法の施行は交付後 3 年以内の政令で定める日とされており、それまでに実施体制を整備する必要があります。

厚生労働省では令和 8 年 2 月に事業所向け実施マニュアルを策定し、円滑な実施を支援しています。

厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70761.html)

残業（時間外労働）

時間外労働時間の上限（原則）

年 **360** 時間 月 **45** 時間

臨時的な特別な事情がある場合も年 **720 時間**、単月 **100 時間未満**、複数月 **平均 80 時間** を限度に設定する必要があります。※原則である月 45 時間を超えることができるのは、年間 **6 か月** までです。

中小企業は 2020 年 4 月 1 日から適用されています。



芦屋市からのお知らせ ～「芦屋市障がい者雇用奨励金制度」のご案内～

芦屋市に居住する障がいのある方を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用した事業主に対し、芦屋市障がい者雇用奨励金を交付することにより、長期雇用の促進を図ることを目的とします。

制度の詳細につきましては、下記よりご確認ください。

<https://www.city.ashiya.lg.jp/keizai/rousei/syogaisyakoyou.html> （芦屋市 HP）



ご相談・お問い合わせ先のご案内

働き方・休み方改善

コンサルタント＜兵庫労働局 指導課＞

☎ 078-367-0820

✉ consultinghyg@mhlw.go.jp

(社名・担当者名・連絡先・希望する内容等を記載)

長時間労働をなくし、労働時間や休暇の改善に取り組む事業主を支援します。労務管理等の専門家による相談や、事業場を訪問し具体的な提案を行うコンサルティングを無料で受け付けています。

働き方・休み方改善ポータルサイト＜厚生労働省＞

Web上で設問に答えていくことで、働き方・休み方の問題点を把握できるほか、課題別の対策も知ることができます。また、企業の取組事例やシンポジウム等の情報もご案内しています。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



ひょうご仕事と生活センター

阪神事務所＜兵庫県委託事業＞

☎ 06-6481-1888

ワーク・ライフ・バランスの実現推進に取り組む企業の支援を行うため、ワンストップ相談や研修の企画及び実施、相談員の派遣、企業助成等を実施しています。

兵庫県よろず支援拠点

＜中小企業庁事業・ひょうご産業活性化センター内＞

☎ 078-977-9085

事業運営や経営上の課題に関する相談窓口。

生産性の向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。

兵庫県働き方改革推進

支援センター＜兵庫労働局委託事業＞

☎ 0120-79-1149

働き方改革の実行に向けた、就業規則の作成方法、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について、助言・提案等の相談支援を行います。

西宮若者サポートステーション

＜厚生労働省委託事業＞運営：一般社団法人キャリアエール

☎ 0798-31-5951

HP URL : <https://career-yell.jp/nishinomiya>

15歳～49歳までの方を対象に、一人ひとりの方の状況に合わせて就労に向けての様々なサポートをしています。

芦屋市労働相談 予約：芦屋市地域経済振興課 ☎ 0797-38-2033

各種労務相談(解雇・賃金不払い等)、各種年金相談、社会保険相談、労働保険相談
相談員：社会保険労務士 場所：芦屋市役所内の会議室
第2月曜日(予約優先) 午後1時から4時(1人30分)
※第2月曜日が祝日の場合は第3月曜日に延期

2026年8月作成

芦屋市 市民生活部

環境・経済室 地域経済振興課